

一般財団法人 有機合成化学研究所
謝金規程

(通則)

- 第1条 この規程は、この法人における謝金等の支払い限度額を定める。支払い額は、この限度額内で理事長が決定し、理事会の承認を得るものとする
- 2 この法人の役員及び評議員に対する謝金等については、別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程」による。

(選考委員への謝金)

- 第2条 研究助成の選考委員に対する謝金は、1年度の選考につき、一人 22,222 円を限度として支払うことができる。

(講演等の謝金)

- 第3条 この法人の学術講演会及び研究集会等の講師に対する謝金は、1回の講演等につき、一人 33,333 円を限度として、また、研究者育成講座の講師に対する謝金は、1年度の講座担当につき、一人 55,555 円を限度として、それぞれ支払うことができる。交通費及び宿泊費は、この法人の「旅費・宿泊費規程」に準じて、これを別途支払うことができる。ただし、国際研究集会に関する渡航費は、実費の一部を補助することができる。

(執筆等の謝金)

- 第4条 この法人が発行する学術出版物等への執筆に対する謝金は、1編の原稿等につき、22,222 円を限度として支払うことができる。

(報酬の支給日)

- 第5条 第2条から第4条までの謝金は、講演会開催等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。